改正後	改正前
c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［ｄ～ｊ　略］ k　項番５「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 l　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）附則第十条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番５と項番６との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［ｍ～ｐｐ　略］ ［（第二面）～（第四面）　略］	c　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第十四条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［ｄ～ｊ　同左］ k　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十七条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 l　項番５－２「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、連結自己資本規制比率告示第四十八条（連結自己資本規制比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［ｍ～ｐｐ　同左］ ［（第二面）～（第四面）　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の一部改正）

第九条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　長期決済期間取引　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。 ［二～五　略］ 六　信用事由　自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号ロの表（注１）に規定する信用事由をいう。 ［七～十一　略］ 十二　外国為替関連取引　自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注４）に規定する外国為替関連取引をいう。 十三　金関連取引　自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注５）に規定する金関連取引をいう。	**第一条**　［同上］ 一　長期決済期間取引　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。 ［二～五　同上］ 六　信用事由　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号ロの表（注１）に規定する信用事由をいう。 ［七～十一　同上］ 十二　外国為替関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注４）に規定する外国為替関連取引をいう。 十三　金関連取引　自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注５）に規定する金関連取引をいう。